

労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

経済的人員削減について (3)

第 32 回 経済的人員削減について (3) 北京市規定

北京市各区・県は経済的人員削減に関する報告制度の詳細規定を独自に制定する権限を持ちます。そのため、各区・県で経済的人員削減に関する規定は一部異なっており、大まかにまとめると以下の通りとなります。

経済的人員削減を実施する雇用者は、所在する区・県の労働行政主管部門に以下に掲げる資料を提出し、報告しなければなりません。資料を規定通り提出し報告を完了した後で、経済的人員削減を実施できます。こうした過程からみるのであれば、北京市の経済的人員削減に関する報告制度は許認可制ではなく、事前届出制といえるでしょう。

1. 雇用者による人員削減の方案

(1) 雇用者の自然状況。これには、雇用者の名称、法定代表者、登録住所、経営住所、所属業種、経営範囲、従業員人数が含まれる。

(2) 人員削減の理由。詳しく説明する必要があり、人員削減の対象人数、職位、人員削減の理由に関する証明材料を提供しなければならない。

(3) 経済的補償金の支払方案。これには、経済的補償金の支払基準、支払基数等が含まれ、詳しく説明する必要があります。

(4) 人員削減の手続きに関する説明。これには、労働組合又は従業員全員への通知方式、通知時間、労働契約書の解除時間、実施ステップが含まれる。

(5) 雇用者が人員削減する際に給与、残業代、社会保険等の遅延支払い等が存在してはならず、これについて詳しく説明する必要があります。

2. 労働組合又は従業員全員による意見

労働組合が存在する場合、労働組合に状況を説明し、労働組合の意見を記載し、かつ労働組合の公印を押す必要があります。労働組合を有しない企業の場合、雇用者が従業員全員へ状況を説明し、関連記録を準備しなければならない。

3. 雇用者による人員削減の自然状況明細書

- (1) 名前
- (2) 性別
- (3) 身分証明書番号

- (4) 職位名称
- (5) 特殊な職種により事前に退職する計画があるか
- (6) 労災及び労災のレベルと認定されたことがあるか
- (7) 戸別
- (8) 戸籍を本市とする従業員の戸籍の所在する区・県
- (9) 本企業における勤務年数
- (10) 経済的補償金の支払金額
- (11) 保存書類がどこに保存されたか

4. 雇用者による人員削減の状況一覧表

報告されたデータが正確であること。

5. 法人営業許可証副本の写し

労働行政主管部門は、雇用者による経済的人員削減の実施状況について審査する。主な審査対象は、削減された人員の社会保険納付状況、雇用者との間の労働紛争があるか否か、といった内容となる。労働行政主管部門は、雇用者による人員削減について監督権を有する。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍
世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。
主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : www.broadbright.com

E-mail : broadbright@broadbright.com

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里 16 号
CBD 国際ビル 701 室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800
(日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路 93 号大上海時代広場
1109 室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109
(日本語専用)

Fax : 021-5386-1619